

令和8年度

仕 様 書

委託業務名：R 8 宮繕 水産研究課美波庁舎 美波・日和佐浦 屋外排水設備改修設計業務

徳島県県土整備部宮繕課

仕様書

1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成 20 年 3 月 31 日国営整第 176 号 最終改正令和 6 年 3 月 26 日国営整第 213 号）による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したものに關する業務を行うものとする。
業務の内容は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第二号イに掲げるもの及び 5 (2) に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、「建築確認申請」を「計画通知」と読み替えるものとし、計画通知が不要な場合は、それに関する業務を除くものとする。

	建築設計		敷地造成設計
	建築構造設計	○	屋外附帯設計
○	電気設備設計	○	積算
○	機械設備設計		

- (2) 目標とする工事額（直接工事費） 11,000 千円
- (3) 工事施工予定期間 着工の日より 180 日間の予定
- (4) 設計書は次の工事別に作成する。

R9 営繕 水産研究課美波庁舎 美波・日和佐浦 屋外排水設備改修工事

その他、県が指示する工事区分とする。

2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

受注者は、業務計画書及びスケジュール管理表（以下「管理表」という。）を作成し、契約締結後 14 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という））を除く）以内に監督員へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更後の業務計画書及び管理表を提出しなければならない。

(1) 管理技術者（1 名以上）

管理技術者は、建築設備士の資格を有し（ただし、一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有し発注者の承認を得たときは、この限りでない。）、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各 1 名以上 ただし、原則として上記(1)以外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りでない。）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後 5 年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

3 設計の進め方

- (1) 監督員の指示に基づき、基本計画を反映させたプランを作成し承認したうえで、原則として履行期間の1/3以内の日までに中間報告会を実施し、その結果により具体的設計に着手しなければならない。
なお、基本計画には、原則として、次の内容を盛り込むものとし、記載方法や資料の内容については、事前の監督員との協議（指示）によること。
 - (ア) 条件整理
 - ・ 法令・既存施設に関する諸条件の整理、施設管理者の要望の整理及び現地調査結果の報告
 - (イ) 全体計画案の作成 ※平面図等に計画案を具体的に記載すること
 - ・ 新築の場合：施設ボリュームの比較検討、全体配置計画の比較検討
 - ・ 改修の場合：条件整理を踏まえた改修内容の検討
 - (ウ) 工事計画案の作成
 - ・ 工程・工期、仮設計画の検討
 - (エ) 施設計画案の作成 ※トイレ等レイアウト変更を伴う場合
 - ・ 建築、構造、設備計画の多角検討のうえ、ラフプランの作成
 - (オ) 工事概算金額の提示 ※必要な場合
 - (カ) 設備仕様案の作成 ※必要な場合
- (2) 設計業務等の実施に当たり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査を実施し、設計等に必要な現地の状況を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。
- (4) 工事实施時に支障となることがないように、県、官公署及びその他関係機関等との打ち合わせを緊密に行い、結果について書面に記録し、監督員へ報告するとともに、その内容について相互に確認したうえで、文書で保存しておかなければならない。
(例： 建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等)
- (5) 目標とする工事額は、経費を除いた直接工事費の額とし、建築工事及び設備工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めなければならない。
- (6) 業務の進捗状況を管理表により管理し、監督員へ報告すること。
また、工程表の実施工程を更新の上、毎月5日及び監督員が指示する時期までに監督員へ報告すること。
- (7) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針、進捗状況等を監督員へ書面にて報告し、その内容について相互に確認しなければならない。
また、県及び関係者との打ち合わせ事項等については、議事録を作成し監督員に提出しなければならない。
- (8) 建築及び設備の設計工程を明確にし、設計作業が円滑に進むよう各設計担当者相互の連絡を密に取らなければならない。
- (9) 管理表に修正がある場合は、監督員へ書面にて報告し、指示に従わなければならない。
- (10) この要領に明記されていない事項があるときは、監督員と協議して定めること。

4 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、監督員の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築設備士（建築士）登録番号を記入すること。

(3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。(ただし、A4版ファイルを原則とする。)

5 提出する設計図書等

(1) 設計が完了したときは、設計図書(図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等)の焼図及び数量計算書等を監督員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。

(2) 成果品

受注者は、原則として『徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】』に基づいて、設計業務等の最終成果を電子成果品として納品すること。

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書(二つ折製本)	上記図面の製本 (工事別各3部)	製本の大きさは、監督員の指示によること。
○	設計図書(電子データ)	次に掲げる設計図書一覧表 1～3のうち、○印を付したものの図面一式をCD-RまたはDVD±Rに保存 (正・副1部)	図面サイズは、監督員の指示によること。 (注)
○	設計書	RIBC内訳書データ 白焼き1部	内訳書データは、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式	数量調書、単価調書及び見積書等
○	設計計算書	PDFデータ 白焼き1部	PDFデータは、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	・リサイクル計画書(積算段階) ・資材使用調書 ・構造計算チェックリスト ・エネルギーデザインに関するチェックリスト ・石綿含有調査に係る報告書及び石綿含有書面調査結果整理票	白焼き1部又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書(電子データ)と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	議事録		3.(7)による
○	その他監督員の指示するもの		

(注) 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、SFC形式のファイルのもの(県の標準CADソフトであるJw_cadで開いた際に文字化け等の不具合が発生しないことを確認すること。)
- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの(ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。)

を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の付属資料３による。

ＣＤ－Ｒ（ＤＶＤ－Ｒ）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の６．３ 電子媒体記載事項による。

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

設計図書一覧表 1

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A. 共通設計図			B. 敷地造成設計図	
○	1. 表紙			1. 敷地測量図	
○	2. 図面目録			2. 敷地平面図	
○	3. 営繕工事共通仕様書	Excel 形式 または営繕課 指定の様式		3. 縦横断面図	
○	4. 特記仕様書	Excel 形式 または営繕課 指定の様式		4. 擁壁詳細図	
○	5. 配置図、附近見取図				
○	6. 支障物件確認図				
	7. 面積表、面積計算書				
○	8. 概略工事工程表				
○	9. 仮設計画図	必要があれば			

設計図書一覧表 2

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	C. 建築設計図			D. 電気設備設計図	
	1. 内外仕上表			1. 変電設備機器配置図	
	2. 各階平面図			2. 〃 系統図	
	3. 立面図（改修面）			3. 電灯設備各階平面図	
	4. 断面図			4. 〃 幹線平面図	
	5. 軸組図			5. 〃 平面詳細図	
	6. 基礎伏図			6. 〃 器具取付詳細図	
	7. 床伏図（2面）			7. 電灯設備系統図	
	8. 小屋伏図			8. 〃 集合計器盤	
	9. 梁伏図			9. 〃 分電盤	
	10. 天井伏図			10. 〃 器具取付表	
	11. 屋根伏図			11. 〃 予備電源設備図	
	12. ペントハウス		○	12. 動力配線設備平面図	
	13. 平面詳細図（2面）			13. 〃 系統図	
	14. 矩計詳細図			14. 〃 制御盤図	
	15. 階段詳細図			15. 電話配管各階平面図	
	16. 各部詳細図（2面）			16. 〃 系統図	
	17. 室内展開図			17. 〃 端子盤図	

	18. 建具表			18. 火災報知器設備各階平面図	
	19. 構造伏図			19. 〃 系統図	
	20. 床梁及び壁リスト			20. 〃 機械図	
	21. 床板・階段・基礎配筋図			21. 放送設備各階平面図	
	22. ラーメン配筋図			22. 〃 系統図	
	23. ブロック配筋図			23. テレビ聴視設備各階平面図	
	24. 防火壁			24. 〃 系統図	
	25. 山留め、水替詳細図			25. 〃 機器図	
	26. 日影図			26. 避雷針配線及び取付図	
○	27. その他必要な図面			27. 電鈴設備各階平面図	
				28. 〃 系統図	
				29. 〃 機器図	
			○	30. その他必要な図面	

設計図書一覧表 3

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)			F. 屋外附帯設計図	
○	1. 衛生設備各階平面図			1. 外柵門塀平面図及び詳細図	
○	2. 〃 系統図			2. 造園植栽平面図及び詳細図	
○	3. 〃 詳細図			3. 道路平面図及び詳細図	
	4. 消火栓設備各階平面図			4. 雨水排水平面図及び詳細図	
	5. ガス設備各階平面図			5. 公園平面図及び詳細図	
	6. 受水槽詳細図		○	6. 構内舗装図	
	7. 高置水槽詳細図				
○	8. し尿浄化槽詳細図				
	9. 換気設備各階平面図				
	10. 〃 系統図			G. 設計計算書	
	11. 〃 詳細図			1. 構造計算書（構造計算チェ ックリスト含む）	
	12. 冷暖房設備各階平面図			2. 設備構築物構造計算書	
	13. 〃 系統図			3. 給水流量計算書	
	14. 〃 詳細図		○	4. 排水 〃	
	15. 空気調和設備各階平面図			5. 浄化槽容量計算書	
	16. 〃 系統図			6. 換気量計算書	
	17. 〃 詳細図			7. 暖房負荷計算書	

	18. エレベーター設備平面図			8. 冷房 //	
	19. // 機械室詳細図		○	9. 電圧降下計算書	
	20. // カゴ詳細図			10. 照度計算書	
	21. シャフト詳細図		○	11. その他必要な各種計算書	
○	22 その他必要な図面				

6 貸与する図書及び資料

- (1) 次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
	1. 敷地測量図			6. 各種設計資料	
	2. 設計計画図書			7. 基本設計	
	3. 地質、地盤調査資料		○	8. 既存図面（C A Dデータ）	平面図
	4. 各種設計基準図		○	9. 既存図面（紙媒体）	
	5. 各種標準図			10. 既存図面（B I Mデータ）	

- (2) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当者に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (4) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (5) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (6) 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これをすみやかに発注者に報告するものとする。

7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

8 設計対象建物及び設計概要

設計対象建物及び設計概要は次表による。なお、設計過程において疑義が生じた場合はすみやかに監督員へ報告し、その解決を図るものとする。

所 在 地	海部郡美波町日和佐浦 1－3（水産研究課美波庁舎）
設 計 概 要	
<設計概要> 下記建物の屋外排水設備（浄化槽、配管等）改修に係る設計業務一式 ・本館棟 R C 造 4 階 延床面積：1, 5 2 6 . 6 0 m² ・作業棟 S 造 3 階 延床面積：1, 0 6 6 . 3 7 m² ※美波町が布設する下水道への接続工事を設計する。 ※下水道への接続に伴い既設浄化槽が不要になるため、浄化槽の撤去及び排水槽への転用を検討すること。 ※接続先へ送るための排水用ポンプについて、電源取り出し箇所も含め検討すること。 <留意事項> ● 改修案の作成に当たり、次の点に注意する。 1. 施設の運営状況や施設における制約を把握すると共に、改修対象設備の現在の状態を確認する。 2. 工事の実施及び工事完成後の維持管理に配慮する。 ● 支障物件確認図の作成に当たっては、既存図面（新築・改修）を全て確認し、本工事で損傷する可能性のある電気配管配線等（支障物件）を洗い出し、図面化すると共に、損傷による施設運営への影響範囲を確認し、支障物件周辺における施工条件を図面内に明示すること。なお、明らかに工事の支障となる物件については、先行迂回等の措置が施せるよう図面化すること。 ● 工事制約となる事項を施設管理者にヒアリングした上で、その内容を設計図に盛り込むと共に、概略工事工程表を作成し、成果品に添付すること。なお、施設運営に影響を及ぼす工程（停電等）については、工事手順を詳細に記載する等、工事着手後の工程検討が円滑に行えるよう配慮すること。 ● 概算工事費の提示 本改修工事に係る概算工事費をとりまとめ、令和 8 年 9 月下旬を目処（詳細期限は監督員の指示による）に書面にて報告すること。	

9 設計委託履行期間等

- (1) 履行期間 契約書による。

10 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。なお、成果品物の発表に際しての守秘義務については、事前に発注者からの承諾を受けること。
また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、受注者は責任ある回答を行わなければならない。
また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、受注者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、監督員の指示により、受注者において設計変更図書の作成を行わなければならない。
- (4) 建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、受注者においてすみやかに行うものとし、その内容を監督員へ報告し、必要な協議を行うものとする。
- (5) 構造計算書は、営繕課指定の構造計算書チェックリストにより確認すること。
- (6) 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

